` みどころ

載 連

知っていますか

|自治基本条例||をご存知ですか。今月号から市民の皆さまが「自治基本条

や原則」のほか、「市民の権利と責務」、「議会、市の役割と責務」などが記されて して、平成22年4月に施行されました。この条例では、「まちづくりの基本理念 「名寄市自治基本条例」は、本市のまちづくりを進めるための基本ルールと

くり」を進めていきましょう。 この基本ルールのもと、市民、議会、市が協働しながら「市民が主体のまちづ

-のようす)

例」を知り、市政に積極的に参加していただくため、連載を行います。

No. 1

た市民主体のまちづくりを実現 本来の地方自治の理念にかなっ 目指すもの自治基本条例が

することを目指します。 (目的)

(男女共同参画セミナー

名寄市男女共同参画セミナー

▲学習機会の提供



的にまちづくりに参加し、

市民

自治基本条例では、

誰もが主体

自治を確立するための基本原則

を定めています。

まちづくりは市民の参加に よって行われるものとしま す。市は、市民参加を保障 します。

情報共有

市は、まちづくりに関する 情報を市民に提供し、説明 します。



連携・協力

市民、議会、市は役割と責任 を分担し、互いを尊重しな がら協力し合うことで、 りよいまちづくりを推進し ます。

コミュニティ自治

市民、議会、市は地域の特性

基本原則とは?市民自治の

を踏まえ、コミュニティの 自主性、自立性を尊重しま す。

り組みを行いますので、

れていることから、今後、

次の取

参加をお願いします。

考慮した検討などを行うこととさ 民の意識や社会状況の変化などを 条例の施行から5年以内ごとに市

名寄市自治基本条例第35条では

極的にお寄せください。

ますので、

皆さまのご意見を積

ジにもアンケートの様式を配置

また、各公共施設や市ホームペ

市民にアンケートを郵送します。

無作為に抽出した1000人の

币民アンケート



(実施時期) 11月中旬~12月初旬



(まちづく り懇談会のようす)

市民の皆さまは、4つの制度を通

じて市政に参加することができます。 委員会等への参加

市民意見の提出 意見を述べることができます。

の附属機関などに公募により参加し

市の各種委員会、審議会そのほ

ック・コメント制度などが該当しま を提出することができます。 パブリ 合に、事前に条例案や計画案に意見 うな重要な条例や計画を制定する場 市民生活に大きな影響を及ぼすよ

住民投票制度

投票の実施を求めることができます。 市はその結果を尊重します。 法令の定めるところにより、 住民



学習機会の提供

ができます。 ちづくりに対する理解を深めること 前講座などで、 市民は、 市が実施する講演会や出 市の事業や施策、ま

市民の責務

有識者会議

市民参加の手法

ます。 市民の皆さまは、次の責務を負い

自らの発言と行動への責任

行動に責任を持たなくてはなりませ を考慮するとともに、自らの発言と 市民全体の福祉や次の世代への責務 市民は、まちづくりにあたって、

市民意見の提出

てはなりません。 のための相応の負担を引き受けなく 市民は、まちづくりの適切な運営

市民の権利

ことができます。 市民の皆さまは、 次の権利を得る

参加・知る・学ぶ権利

利・知る権利・学ぶ権利を持ち、こ 主体的にまちづくりに参加すること れにもとづいて、自らの意思により 市民は、まちづくりに参加する権

※名寄市自治基本条例に関する詳し ご覧いただけます。 条例)または情報公開コーナーで プページ→まちづくり→自治基本 い情報は、市ホームページ(トッ

の積極的な参加をお願いします。 で、条例の点検を行います。皆さま 役 公募委員などによる有識者会議

【募集人数】

名寄市自治基本条例の点検

割

【応募方法】 市民10人程度

様式に記入し、持参、郵送、FA 各公共施設に配置している応募 市民アンケートに同封、 応募ください。 ×、市ホームページ電子申請で または

【選考方法】

応募者にお知らせします。 応募多数の場合は、 選考のうえ



問い合わせ・ 申し込み

?0165432111 企画課企画調整係 (名寄庁舎3階)

(内線3308)